平成29年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年3月2日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 鈴木 繁君 2番 石川和美君

3番 佐藤信親君 4番 益子輝夫君

5番 大森富夫君 6番 益子明美君

7番 大金市美君 8番 岩村文郎君

9番 川上要一君 10番 阿久津武之君

12番 石田彬良君 13番 小川洋一君

14番 塚田秀知君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福島泰夫君 副 町長 岡 由樹夫君

教育長 小川浩子君 会計管理者 田村正水君

総務課長橋本民夫君企画財政課長佐藤美彦君

税務課長稲澤正広君住民生活課長鈴木真也君

環境総合推進 室 長 鈴 木 雄 一 君 健康福祉課長 立 花 喜久江 君 子育て支援課 長 小 川 一 好 君 建設課長 穴山 喜一郎 君 農林振興課長 坂 尾 一 美 君 商工観光課長 板橋 了寿君 総合窓口課長 薄井桂子君 上下水道課長 田代喜好君 農業委員会事務局長 大 森 新 一 君 学校教育課長 薄 井 健 一 君 生涯学習課長 笹 沼 公 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長高林伸栄 書 記 岩村房行

書 記 長 家 佳奈子 書 記 岡 多恵子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(塚田秀知君) ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長(塚田秀知君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塚田秀知君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願いたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塚田秀知君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、岩村文郎君及び9番、川上要 一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(塚田秀知君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの15日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(塚田秀知君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

平成29年第1回定例会、議長諸般の報告をいたします。

最初に、請願及び陳情の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理した請願はお手元に配付した請願文書表のとおりであり、「町立馬頭西小学校統合時期に関する請願書」1件であります。

この請願につきましては、去る2月23日、議会運営委員会に諮り、教育民生常任委員会に 審査を付託することにいたしました。

陳情につきましては、1件でありますが、議長預かり文書表のとおり、議員全員に配付することにいたしました。

次に、12月定例会から今期定例会までの行事などについて報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりでありますが、主なものを申し上げます。

1月25日、福島県石川町議会議会運営委員会が、所管事務調査のため、来町されました。

これまでの議会改革による、議会活性化の取り組みや、当町の議会の予算審査や決算審査の方法について、説明をした後で、意見交換を行いました。当町議会にとりましても、有意義な研修となりました。

次に、2月1日には、那須烏山市議会総務企画常任委員会が、建設中の新庁舎の視察に来 町されました。

庁舎整備に関する検討経過、計画のコンセプト、構造計画、議場レイアウト、町有林の木 材活用計画等について、執行部の説明をいただきました。那須烏山市の庁舎建設計画に役立 てるものと思っています。

次に、栃木県町村議会議長会の第3回議長会が、2月17日に、宇都宮市の自治会館で開催 されました。

会議に先立ち、鈴木誠一栃木県副知事から「県政講和」があり、栃木県の「平成29年度当初予算の概要」や、「とちぎブランド取組方針」の概要等について、説明がありました。

議長会議では、平成29年度栃木県町村議会議長会事業計画及び一般会計予算が協議され、 原案のとおり可決しました。

また、先ほど小川洋一議員に自治功労者表彰を伝達しましたが、全国町村議会議長会表彰の受賞者の報告がございました。小川洋一議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

次に、議長へ報告のあった委員会の開催状況ですが、12月8日と12月22日に、議会改革 特別委員会小委員会を開催し、11月に開催した議会報告会の取りまとめを行いました。

また、1月10日には教育民生常任委員会を、19日には総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会を開催し、議会報告会と位置づけて開催した、各種団体との意見交換会の取りまとめを行いました。

これらの最終取りまとめとして、1月25日に議会改革特別委員会を開催いたしました。

議会報告会の状況につきましては、2月10日発行の「議会だよりなかがわ第46号」に掲載いたしました。

なお、議会広報特別委員会につきましては、議会だより第46号編集のために、3回ほど開催しました。

次に、ごみの分別、減量、資源化などの調査のため、教育民生常任委員会において、12月 14日には、さくら市及び塩谷町への視察を実施しました。

1月31日には、執行部からの一般廃棄物処理基本計画等の報告のため、教育民生常任委員会を開催いたしました。

最後に、議会運営委員会につきましては、2月23日に開催し、今期定例会の審議日程等について、協議をいたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わりといたします。

◎行政報告

○議長(塚田秀知君) 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) 皆様、おはようございます。

平成29年第1回定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、先ほど全国町村議長会から表彰を受けられました小川洋一議員におかれましては、 長年のご功労に対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。町といたしましても、大変誇りに思うところでございます。まことにおめでとうございます。

初めに、新庁舎建設の進捗状況でありますが、既存の山村開発センター解体工事並びに来 年度計画しております最終外構工事などを除き、本体庁舎、付属棟建設工事が2月末に完成 し、付帯付設工事も今月末の完成に向け、順調に進んでおります。今後は、本年10月の竣工 に向け、さらに事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、山村開発センターの残りの建物の解体工事に伴い、震災以降、同センターを仮事務所として使用しております建設課、農林振興課、農業委員会及び環境総合推進室と商工観光課の業務を、3月30日から新庁舎1階東側事務所において、開始することといたしております。町民の皆様には、できるだけ、ご不便、ご迷惑をおかけしないよう、町広報誌や町公式ホームページなどを通してお知らせしていきたいと思います。

それでは、順次、行政報告を申し上げます。

12月11日、第10回第九を歌う会演奏会が小川総合福祉センターあじさいホールで開催されました。350人以上の観客が会場に足を運んでくださり、例年以上の盛大な演奏会となりました。

12月18日、第35回ゆりがねマラソンが378名のランナーの参加のもと開催されました。

12月27日、高岡出身の石井一成君がプロ野球北海道日本ハムファイターズへの入団報告のため、来町されました。また、同じく馬頭出身の星 知弥君が、1月6日、東京ヤクルトスワローズへの入団報告のため、来町されました。今後の両選手のご活躍と公式戦での対戦が楽しみであり、町民の皆さんとともに応援を続けてまいりたいと思います。

12月28日、この日は仕事納めの日でありましたが、午後9時38分に茨城県北部を震源とする地震が発生いたしました。那珂川町は震度4であり、発生後、町防災計画に基づき、総

務課職員が登庁し注意体制をとるとともに、災害情報の収集や県や関係機関との連絡調整に 当たりました。幸いにして被害の各地はありませんでした。

1月5日、JAなす南グリーンパルにおいて、町と商工会、観光協会、森林組合、農協の 5団体が共同主催で新春賀詞交歓会が開催されました。

1月8日、新成人の門出を祝う平成29年那珂川町成人式が、小川総合福祉センターあじさいホールで開催されました。ことしは159名の皆さんが大人の仲間入りをされました。

1月12日、デマンドタクシー「なかちゃん号」の利用者が10万人を達成しました。平成 22年10月に運行を開始してから7年目での達成となり、10万人目の利用者となられた富山 在住の菊池智恵さんと前後賞の方々に花束と記念品が贈られました。

1月20日、内閣府地方創生推進事務局職員が、地方創生関連事業の現地視察実施のため、 那珂川町の株式会社夢創造、温泉とらふぐを活用した地方創生についての取り組み状況視察 のために来町されました。

1月27日、大山田上郷の益子宏之様が平成28年度全国林業経営推奨行事におきまして、 農林水産大臣賞を受賞され、祝賀会に出席いたしました。同じく1月29日には、高岡の亀田 周平様が今年度の秋の褒章において、自動車運送業の業務政令により黄綬褒章を受章され、 祝賀会に出席いたしました。これは両氏の栄誉のみにとどまらず、町にとりましても極めて 喜ばしいことと思っております。

2月1日、一般社団法人日本損害保険協会北関東支部栃木損保会から那珂川消防署に高規格救急自動車の寄贈があり、受納式に出席いたしました。

2月10日、馬頭西小学校PTA会長が町立馬頭西小学校統合時期に関する要望書提出のため、来町されました。学校の統合につきましては、子供たちの教育を最重点に考えてまいりたいと考えております。

2月13日、町内の郵便局と町において、地域における協力に関する協定並びに災害発生時における町と町内郵便局の協力に関する協定を締結しました。この協定は、各郵便局を通じて町内で子供や高齢者を見守り、災害時には郵便業務で支援などを行い、相互協力をするというものであり、町の安全・安心なまちづくりに重要な役割を果たしていただけると期待しております。

2月14日から今月の8日までの23日間、町と文化財に関する相互協定を結んでいる国士 舘大学の学生45名が来町し、旧薬利小に宿泊をしながら考古学学習を兼ねて国指定史跡唐御 所横穴を含む北向田和見横穴墓群の測量調査を実施しております。 2月15日、あじさいホールを会場に、産学官連携事業「なかがわ学」発表会が開催されました。「なかがわ学」は、町民の皆さんに町の地域資源を改めて認識していただく機会が必要であると考え、既に地域で活動、活躍する人たちを先生と捉えて、那珂川町ならではの学問を「なかがわ学」として学ぶことから、元気なまちづくりにつなげようというものであります。特に、馬頭高校の生徒の皆さんの発表が大変すばらしいものでありました。

2月16日から今月の15日までの1カ月間、町県民税申告の受け付けを共生館において実施しております。町民の皆様には、必ず申告においでいただきますようお願いいたします。

2月19日、那珂川町青少年健全育成町民大会があじさいホールにおいて開催されました。 青少年健全育成に長年尽力された方々7名に対し、表彰状や感謝状が贈られました。長年の ご功労に対しまして、改めまして感謝と敬意を表したいと思います。

2月21日、栃木県理科研究中央展覧会において、昨年に続き、はえある最優秀賞を受賞しました馬頭中学校2年生4名が町へ報告に訪れました。大金優斗さん、江連陸人さん、末吉竣紀さん、小椋爽楽さんの4名の共同研究によるもので、生徒の皆さんは、休日や長期の休みに地域でとれる化石を調べ、研究を深めて最優秀賞に輝きました。研究で得られたことを今後に活かし、さらに活躍されることを期待しております。

2月26日、一般国道294号小川湯津上バイパスが完成し、記念式典及び開通式が実施されました。

2月28日、那珂川町地域公共交通会議を開催いたしました。本会議は地域住民の生活や需要に応じた公共交通サービスの実現のために、必要な事項を協議する場として設置しているもので、今回の会議においては、デマンド交通が実証運行から本格運行になったことから、今後さらに利用しやすい方策等の協議と、コミュニティーバスを含めた乗降場所の変更、追加の協議を行いました。

また、同日に第1回那珂川町福祉有償運送運営協議会を開催いたしました。この会議は、 社会福祉法人などが、要介護者や身体障害者などに対する福祉有償運送を実施するために、 必要な事項を協議したもので、栃木県から町へ移管されて第1回となるこの協議会では、2 つの社会福祉法人の登録、更新が承認されました。

3月1日、昨日ですが、栃木県立馬頭高等学校卒業式に出席いたしました。

最後に、うれしい報告があります。5年後の平成34年度に栃木県を開催地として国民体育 大会が開催されますが、那珂川町がゲートボール競技の会場として内定を受けました。今後 は、関係機関や競技団体と協議を重ねながら、大会の成功に向け、努力してまいりたいと考 えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本定例会には、議案では人事案件のほか、条例の制定や改正、平成28年度補正 予算、平成29年度各会計当初予算など、32議案を提出しております。よろしくご審議賜り ますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長(塚田秀知君) 行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長(塚田秀知君) 日程第5、一般質問を行います。

◇ 鈴 木 繁 君

○議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君の質問を許可します。

[1番 鈴木 繁君登壇]

〇1番(鈴木 繁君) 1番、鈴木 繁です。

皆さん、改めまして、おはようございます。

また、ただいま自治功労賞を受けました小川洋一議員様に、改めましておめでとうの意を 表します。おめでとうございます。

早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、大きく分けまして2項目に対して質問をさせていただきます。

まず、1項目めの質問ですが、高齢者に対する交通安全対策についてお伺いをいたします。 超高齢社会の現代で、高齢者による交通事故が後を絶たず、高齢者が歩行者側の事故では なく、運転手側の事故がふえております。昨年、28年7月現在、当町の65歳以上のドライ バーの数が3,596名、75歳以上が1,295名というデータが出ております。当町におかれまし ても65歳以上のドライバーというのは約28%、75歳以上のドライバーが10.2%ということ で、栃木県平均を上回っている状況にあるそうです。

また先ほど、議長からもお話が出ましたように、昨日、残念ながら町内で高齢者の運転の

死亡事故が発生をしてしまいました。高齢者の交通事故を防止するため、高齢者自身の交通 安全意識を高めるとともに、運転者に高齢者を保護する意識を高めることも大切だと思いま す。

また、来月からは春の交通安全県民総ぐるみ運動が始まります。

そこで町の高齢者に対する交通安全防止についての取り組みをお伺いいたします。

まず、1点目の最初の質問をいたします。

〇議長(塚田秀知君) 町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

〇町長(福島泰夫君) 鈴木議員の高齢者の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

高齢者の事故がふえている背景には、高齢者人口の増加だけでなく、運動能力や身体機能の低下といった高齢者特有の事情も影響しております。高齢社会が今後ますます進展する中、高齢者事故対策には高齢者本人だけでなく、周囲にいる方々の理解も重要となってまいります。町としましては、悲惨な交通事故を抑止するために、春と秋の交通安全、県民総ぐるみ運動時のチラシの全戸配布、広報車による啓発広報、横断幕、のぼり旗の掲出、さらには街頭啓発活動などを行っております。高齢者に対しましては、那珂川警察署職員と町の交通教育指導員が、町内全地区の老人クラブを対象として交通安全教室を開催いたしております。

また、栃木県では、運転者に高齢者を保護する意識を高める3S運動の実行を呼びかけており、町も交通安全運動や交通教室の際に周知いたしております。3SのSEEとは高齢者を発見する、SLOWは高齢者を見たら減速する、STOPは危険を感じたら停止するということであります。この頭文字の3つのSからなる3S運動を通して、高齢者を交通事故から守ることが交通安全運動の重点項目となっております。

なお、今月12日には、改正道路交通法が施行され、75歳以上の高齢者の運転免許に関する内容が大幅に変更になります。主な改正点については、75歳以上の方は、免許更新時に認知機能検査を行い、その結果によっては免許の取り消しや停止になることもあります。新聞等のメディアを通じ、ご存じのことと思われますが、那珂川警察署でも更新手続等の際に窓口で説明されているとのことであります。

また、先月には関連記事が掲載されている駐在所だよりが、行政区長さんを通して回覧されたところです。今後も警察署や交通安全協会など、関係団体と協力しながら、改正に伴う 周知もあわせまして、高齢者の交通事故防止に向け、各種啓蒙活動を積極的に行ってまいり たいと考えております。

〇議長(塚田秀知君) 鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

〇1番(鈴木 繁君) ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

交通事故防止に対して、いろいろな町としての取り組み、チラシの配付、老人クラブ等の 講習等とお話をいただきました。その中で若干、再質問という形をさせていただきます。

ただいま町長の答弁の中で、道路交通法の一部改正というお話が出てまいりました。改正に当たり、これは高齢者に対する道交法の一部改正ということですが、今後、町では高齢者のドライバー方への指導方法等も今までと若干かわるのではないかと思います、道交法改正に従いまして。この件について道交法が改正するに当たりまして、高齢者に対するドライバーの指導方法が変わると思うんですが、その辺の考えをお伺いをいたしたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、今月12日から道交法が 改正されるということで、主に認知の方々には免許証を再交付しないという形になると、更 新、交付しないという形になろうと思いますが、ただ、この改正に伴いまして、大きくその 指導内容が変わる、町として、町、警察の交通安全に対する指導内容が変わるということは ないと考えておりますが、運転者には、年齢を重ねるごとに運動能力や瞬時の判断能力とい うものが年々低下していくことを認識をしていただくことというのが、大変重要なことだと 考えております。ご自分では、まだ大丈夫だと思っても年齢を重ねるごとにその機能が低下 してくる、これは誰でもあることでございますので、それは十分認識していただかなくちゃ ならないと考えております。

今後も、警察等、関係機関全体と連携をとりながら安全教育の指導に努めてまいりたいと 考えております。また、これに関連しまして、高齢等により運転をやめられた方には、デマ ンドタクシー、それからコミュニティーバスをご利用いただけるよう、さらに啓発をしてま いりたいと考えております。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) 道交法改正により、大きな指導法は変わらないという答弁がありました。その中でも、免許返納に対して、答弁の中でデマンドクシーの利用とかタクシーの推進

をしていただくと、そういう指導の町のほうで積極的な体制に入るという体制もわかりました。

そこでもう1点ちょっと再質問させていただきますが、答弁の中で先ほど、老人クラブの 講習会とかありましたが、那珂川町の高齢者全てが老人クラブに加盟されてるということで はないんですね。老人クラブに加盟してなくて、かつ運転免許証を持ってないお年寄りがい らっしゃいます。そのような方ですね、交通安全教育を受ける機会が非常に少ないのではな いかと思います。ですからといって、そのような高齢者に対して、指導をおろそかにしては 私はいけないと思っております。

町としては、そのような高齢者に対しまして、交通安全の方法を理解してもらうために、 また交通事故防止に向けて、どのような取り組み、広報活動を行っているのか、お伺いをい たします。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 確かに、鈴木議員ご指摘のように、町の交通安全教室は老人クラブを中心に行っているところですが、そこに入ってない方はいらっしゃると思います。そういう方に関しましても、現在でもチラシの配布、それからケーブルテレビによる啓蒙活動というものを行っておりますので、これは引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、老人クラブや安全協会の交通安全教室に参加された皆さんから、老人クラブに入ってない方、それから参加されていない方については、地元にお戻りになってから、お茶飲みとかそういうお友達との会話の中で、そういう教室の内容をお伝えをいただきたいということをお願いしてまいりたいと考えております。さらに、もしその老人クラブ等に入っていらっしゃらない方の皆さんが、何人かお集まりいただいて、そういう教室を受けたいということであれば、交通教育指導員、それから警察署と協力をして、出前講座的なものも開催をしていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番(鈴木 繁君) 老人クラブ等に加入していない方に対しての指導方法、今お話しありましたように、老人クラブ等で指導を受けたら、地元に対してのコミュニケーションの中で指導をしていただくと、一つの手だと思います。そういう周知活動をどんどんしていただきまして、一人でも多く交通事故を防ぎ、高齢者というのは交通弱者とも言われておりますの

で、対策に取り組んでいただきたいと思います。

また、ケーブルテレビ等、チラシ等も配布されておりますが、なかなか活動はされておりますけれども、これ、全て高齢者が目にして、周知活動に該当するかということもないので、これからどんどん、いろいろな方法を考えて一人でも多くの方に交通に対する知識を高めるように努力していただきたいと思います。

以上をもって、第1項目め、私の交通安全対策についての質問を終了させていただきたい と思います。

2項目めの項目ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

この2項目めというのは、小・中学校に私は絞りますけれども、小・中学校のいじめ防止についての質問をさせていただきます。

小・中学校のいじめ問題、これは大きな社会問題の1つとなっております。子供のいじめは、いじめる側も、またいじめられる側にも将来に大きな影響を与えてしまいます。先月、3月ですから2月ですね、2月に福島の南相馬市でも中学2年生の女子生徒が、残念ながら自殺をしてしまったニュースがありました。この女子生徒は、昨年から2回にわたって校内でのいじめを訴えておりましたが、残念ながらこのような結果になってしまいました。このような自殺のニュースを聞くたびに、どうしてそれ以前に助けることができなかったのかといつも胸が痛みます。

そこで、今回、7点について質問いたします。子供の生命と安全を守り、心身ともに健康な子供を育成するために、7項目に対して質問を行います。

まず、1点目、当町那珂川町での小・中学校におけるいじめの現状について、お伺いをいたします。

2点目、いじめが発生した場合、教育委員会が学校の教員に対しまして、どのような指導 を行っているのかをお伺いいたします。

3点目は、いじめは早目の発見、そして早目の対応が大切だと思っております。そこで、 いじめの早期発見に向けた対策をお伺いいたします。

4点目、児童・生徒や家族から、いじめに対しての相談というのはあると思うんですけれ ども、そういう相談体制についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

5点目、いじめの兆候に早目に気づき、いじめが起きる前にいじめを防ぐのは当然なんで ございますから、いじめを未然に防ぐための対策、これをお伺いいたします。

6点目、いじめ防止対策推進法、これが施行されてから3年が経過いたしました。このい

じめ防止対策推進法というのは、2011年に大津市の当時中学2年生がいじめを受けているのに、学校側がいじめをなかったとして適切な対応をとらなかったことが原因で、この生徒は自殺をしてしまいました。これはもう大きなニュースになりました。翌年に、2012年にこの事件が発覚したことから、国もいじめに対して本腰を入れ取り組み始め、2013年の9月に施行された法律であります。このいじめ対策推進法が施行されてから町と学校の取り組んできた施策をお伺いをいたします。

最後の7点目について、お伺いします。今後、いじめ防止に対しての教育長に対しまして、 考えをお伺いしたいと思います。

以上、7点について1回目の質問を終わりにします。

〇議長(塚田秀知君) 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長(小川浩子君) 小・中学校のいじめ防止についてのご質問にお答えします。

まず1点目、いじめの現状についてですが、国のいじめの定義に基づき、昨年9月末に県の教育委員会が県内全市町を対象に実施した問題行動の調査の結果によりますと、那珂川町の小・中学校においては、冷やかしやからかいなどの形態のいじめが、小学校7件、中学校15件の報告がありました。

次に2点目、教育委員会の教員の指導についてですが、いじめの詳細について児童・生徒 指導教諭から情報収集し、必要に応じて各種関係機関との連携を図るなど、随時、個別ケー スに応じて会議を開催し、解決に向けて助言及び指導を行っております。

次に3点目、いじめ早期発見に向けた対策についてですが、早期発見はいじめへの迅速な対処の基本となりますので、いじめの発生しやすい時間や場所を教職員は十分認識し、日ごろから児童・生徒との交流や観察を通して実態把握、理解に努めております。また、早期発見のために、児童・生徒に心のアンケートを定期的に実施して、実態の把握に努めております。

次に4点目、いじめに対する相談体制についてですが、児童・生徒や家族からの相談や聞き取りについては、当人はもちろん保護者が希望する教職員等が対応するなど、いじめを相談しやすい体制を整え、各学校において教育相談の充実に努めております。また、全教職員、スクールカウンセラーと幅広く相談体制の充実に努め、家庭と学校の連携をより促進するため、今年度よりスクールソーシャルワーカーを配置したところです。

次に5点目、いじめを未然に防ぐための対策についてですが、いじめはどの子、どこにも

起こり得るという事実を踏まえ、全教育活動を通して、いじめは決して許されないという意識の醸成を図る必要があるものと考えております。具体的には、いじめ関連題材の年間計画への位置づけをし、道徳教育、体験学習等の充実を図るなど、いじめゼロ運動の活動により、いじめの禁止について、授業での直接指導を行っております。

次に6点目、いじめ防止対策推進法が施行されて以降の町と学校の取り組んできた施策についてですが、各小・中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、教育課程に位置づけた計画的な未然防止が準備されているか、速やかに情報が共有され対応できる体制となっているかなどの観点から、全教職員が共通理解のもとに基本方針の確認、見直しを図っております。次に7点目、いじめ防止に対する私の考え方についてですが、いじめについては、いじめはどの学級、どの子にも起こり得ることを十分理解し、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識があります。いじめを受けた子供は、精神的な苦痛により心に深い傷が残り、時として長く引きずることがあるからです。

また、いじめ、いじめられる関係は、逆転することもあり、さらには、いじめを傍観する 人やいじめのストッパーがいないことなどから、これらに十分注意した上で、この問題に取 り組まなければなりません。そのためにはまず、幼児期から他人を思いやる、自分も他人も 大切にする、正しい善悪の判断ができる心を育てることが大切です。

また、子供の小さな変化への気づき、子供が安心できる人、安心できる場所があることなど、子供の心に寄り添うことがとても大切であると考えております。このことは、家庭教育においても極めて重要であるものと考えております。今後とも、教育委員会としては、これらのことを学校だけではなく、家庭、地域との連携を図りながら課題を共有し、那珂川町の子供が夢と希望に輝いているきらきらした瞳の子供の育成に全力で取り組んでいきたいと考えております。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

〇1番(鈴木 繁君) ただいま答弁をいただきました。

それでは、順にもって再質問をさせていただきます。

まず、1番目の町における小・中学校でのいじめの現状についての再質問をさせていただきます。

今、答弁の中で現状、小学校7件、また中学校15件、把握してる答弁をいただきました。 この件数の中で質問させていただきたいんですけれども、今の答弁があった件数は、全てこ れはいじめが完了しているとはちょっと思えないんですけれども、この件数というのは、い じめは全て完了しているんでしょうか。それとも、また継続している、この件数の中にいじ めが継続しているという件数はあるのでしょうか。お伺いをいたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 教育長。
- ○教育長(小川浩子君) これは9月に調査したもので、いじめというのは常に相手が変わったり、不変ではないんですね。それで現在、全て解消したとは言い切れない部分があります。その内容におきましては、全職員で随時対応しておりまして、問題になるとか、そういう大きなことではなくて、先ほど申しましたように、いじめとかからかいとか、そういうことが1人の人をターゲットではなくて、そういうことが調査した段階でそれがあるということであります。

よろしいでしょうか。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) まだ続いているいじめがあると今、答弁ありましたので、これは対応をしっかりとして、いじめる側、いじめられる側、しっかりとした対応をとっていただきたいと思います。

また、その件につきまして再質問をさせていただきます。件数がトータルで22件、那珂川町にあるわけですけれども、この件数、分析という言い方は、これは言葉が正しいかわからないんですけれども、いじめに対して1つ1ついじめというのは、これ内容は違うと思うんですけれども、いじめの要因というか、そういう分析的なものは教育委員会としては把握をしてるのでしょうか。こういう要因がなければ、原因究明とか、次にもつながらないと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) それではいじめの要因ということで、先ほど教育長のほうも答弁の中で一部触れておりました。小・中学校ともやはり一番多い要因というのは、冷やかしや、からかい、それから悪口やおどし文句、それから嫌なことを言ってしまうというような、それが小・中学校とも共通してちょっと一番の要因かなというふうには思っております。以上です。
- 〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) 課長答弁いただきました。

ということは、そのいじめに対しての要因は把握してると、私のほうで認識をしてよろしいということですね。

そのいじめ件数、そのいじめに対して、先ほど現在もある、続いてるといういじめの報告もありましたが、いじめを受けた側の対応、そしていじめを行った側、これ指導ですよね。そういうことに対しては、どのような形で件数、先ほど報告があった件数で結構なんで、そういういじめを受けた側、いじめをした側と必ずあるわけですから、そのまま放っておいて原因究明とはいかないんですから、それに対した指導方法、どのように行ってきたのか、お伺いをいたします。

答弁はどちらでも結構です。

- 〇議長(塚田秀知君) 教育長。
- ○教育長(小川浩子君) 先ほど件数をお話ししたんですけれども、ほとんどは解消しているんです。数件、継続というと1人の子が継続してということではなくて、いじめというものがあるということで捉えていただければと思います。

指導についてですけれども、被害児童・生徒を守り抜くとともに、加害児童・生徒に対しては、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導することが重要であり、必要に応じて、いじめを行った児童・生徒を別室で、もちろん被害者、加害者別室で、安心して教育を受けられるように指導をしております。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番(鈴木 繁君) 双方のいじめを受けた側、した側、同じ教室内で対面しないように個別の教室での指導方法をされていると、これ、すごくいいことだと思います。ほかの自治体なんかもちょっと参考にさせていただくと、そのような形でなるべく当事者を触れさせないような対応をとってるということなんで、そういうことを継続してやっていただきたいと思います。これでまず1点目、小・中学校いじめの現状についての質問を終わりにいたします。続きまして2点目、いじめが発生した場合、教育委員会が教員、先生に対する指導について再質問をさせていただきます。

答弁の中で、会議の中でそういう指導等を行っておると、そういう答弁がありました。その中で、ちょっと会議をして、先生に指導するという場合に、那珂川町の教員、その全ての

人が同じ認識のもとでいじめに対応するということは、すごく当たり前のことで大切だと思うんですけれども、そこでいじめが発生した場合に、町教育委員会として学校側で、そういういじめに対するマニュアルというのは、一応マニュアルという形で今回言いますけれども、マニュアル等みたいな作成のもとに、そういうふうな指導、先生に対する指導というのを当たっているのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(薄井健一君)** ただいまの質問にお答えをいたしたいと思います。

町では平成27年度に、那珂川町いじめ防止基本方針というのを定めております。なお、並行して各小・中学校においても、いじめ防止関係の基本方針ということで、それぞれ策定をしております。基本的にいじめ防止、今、先ほど議員が言われましたいじめ防止対策推進法に基づきまして、当然、町それから各小・中学校ということで策定をしておりますので、基本的な項目については、それぞれ当然統一された項目ということで載せております。

また、小・中学校のほうの現場のほうのいじめ防止の方針については、より具体的な特別 支援コーディネーターも含めた、より具体的な位置づけということで、そういった形にして おるということで、基本的な項目についても当然、各小・中学校統一されているということ で、その辺は学校によって違うとか何かというのは、基本的にはないというふうには考えて いるところです。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番(鈴木 繁君) 各学校での対応マニュアルはあると、そういう答弁を今いただきました。先ほど私が質問したことに対しても課長が、一部、先生に対しての温度差がないような指導をするということで、町としては、基本的には町の指針のもとに各小・中学校でそれぞれ作成してるということで、小・中学校におかれて、マニュアル等の作成内容が基本的には一致してると、そういう認識でよろしいんですよね。

なぜ、私、こういうことを聞いたかというと、各学校によって学校任せ、これは決まってないらしいですよね。その基本法の中で教育委員会が指導してやりなさいというのは決まってないらしいんです。ですから、自治体によって、各小学校、中学校が独自にこういうマニュアルを作成して対応に当たっている学校もあるんです。

それなんで、改めて私は当町におかれまして、この対応、教育委員会の指導を同じ温度差

で教員に対して、誰一人、これはかなり厳しいんですけれども、同じ認識のもとに、いじめ に正面から対応していただくということでこういう質問をさせて実はいただいたんですね。 ですから、これは統一した認識のもとであるということで、認識をしてよろしいんですね。 はい、わかりました。それでは、この2点目の質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、3点目の再質問をさせていただきます。

いじめ早期発見に向けた対応についての再質問をさせていただきます。

これは、先ほど答弁の中で、対応に対して具体的な施策をお話ししていただきました。定期的に生徒に対してのアンケート実施、場所、時間的な把握とか、そういうことを今、具体的におっしゃいました。そこで、再質問を1点させていただきたいんですけれども、これ具体的な中で質問で、ちょっとこの答弁の中で出てこなかったんで、時間と場所です、子供たちが集まる場所。いじめというのは先ほども答弁であったんですけれども、学校の中だけでは起きてないというのは、これは私も認識しております。特に人目のつかないない場所で、こういういじめがあるということを認識しております。

このことから早期発見に向けて、地域住民の方の協力も必要だと確かに答弁がありました。 これ、具体的にもうちょっとお話をお伺いしたいんですけれども、例えば私の提案で、学校 の外の関係者との連絡をとれる体制をつくっておき、日ごろからそういう情報を共有できる ようにするなど、地域住民の方との連携について、もうちょっと具体的に考えをお話しいた だければと思うんですけれども、よろしくお願いします。

あと一点、さっき町長からもお話あったように郵便局との提携をして、子供の見守りという話もありました。これはこれで把握はしてますんで、このことに対しては結構ですけれども、よろしくお願いします。

〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。

○学校教育課長(薄井健一君) それでは、今の学校外でのいじめに関連しまして、地域住民の方との連携といいますか、そういったことなんですけれども、議員もご存じのとおり、いじめゼロ運動というのを毎年度、実施をしております。そういった啓発活動も含めて、学校だより、学年だより、そういったものを通しまして、保護者への啓発活動を行っているということと、それから110番の家ということで、そういった家なんかも事前に指定をさせていただいておりまして、そういった方からの情報提供、それから先ほどもございました郵便局関係、今度、子供たちの見守り、それから通学路の安全等、そういったものについて地域協定の中で郵便局員さんからの情報の提供を受けるとか、そういったものがございます。

それからあと、主任児童委員さんということで、民生委員児童委員協議会の中の主任児童 委員さんという方がおりまして、そういった方も学校の授業参観に来ていただいたり、それ からいじめだけではなくて、虐待関係、それから夜中に一人で子供たちがいるというような 状況もございますので、そういった方への情報提供とか、そういったのも主任児童委員さん のほうからいただいているというような状況もございます。

以上でございます。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) ただいま、学校の外でのいじめに関する地域住民との連携について、 具体的に110番の家の情報とか、これ前から駆け込み110番というのは、那珂川町で協力し ていただいている家というのはかなりありますね。その中でまた主任児童委員という言葉が 出てきました。当町にはたしか主任児童員は3名任命されていらっしゃると思います。旧小 川地区で1名、旧馬頭町で2名、約3名いると思います。

その方たちがいじめに対してのそういう情報提供というお話も今ありましたけれども、お話のあった主任児童委員、具体的に民生委員の中に含まれる形だと思うんですけれども、町における位置づけですね、今答弁があったんですけれども、どのような形でいじめに対する取り組みの中で、ただ情報提供だけではなくて、いろいろな形でいじめとタイアップする中で活動されてると思うんですけれども、もうちょっと具体的にお話しいただけるかと思うんですけれども、よろしくお願いします。

- ○議長(塚田秀知君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(立花喜久江君)** それでは、主任児童委員のお話がありましたので、私のほ うから少しご説明させていただきます。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員児童委員で、議員おっしゃってるとおり、活動エリアは旧中学校区ごとになっておりまして、町に今3名の主任児童委員さんがいらっしゃいます。主任児童委員の活動は、地域において、児童、妊産婦、ひとり親家庭などの福祉に関する相談、援助活動を行うほかに、町、学校、教育委員会、幼稚園、保育園などと連携して子供の健全育成や児童福祉の推進に努めていただいております。

具体的な活動としましては、児童・生徒に関しまして申しますと、地域の保護者からの子育で相談や不登校、いじめなどの相談、また学校訪問を通して個別事案の相談などもありまして、身近な相談役から関係機関へのパイプ役として活動いただいております。昨年は、い

じめに関しては1件ほど相談があったという報告がございました。今後もいじめなどの相談を含めまして、そういった児童福祉全般の地域の方の相談相手、または関係機関との連携を図って、活動をお願いしたいと思っておるところです。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) ただいま、主任児童委員についての活動内容、お聞きしました。相談に対しては、次の4項目めで、私、細かく質問をさせていただいてますので、これに関して次のことに聞きますんで、ここではあえて触れませんので、主任児童委員という町における位置づけ、十二分に把握をいたしました。

3点目、いじめ発見に向けた対策、これで質問は終わりにさせていただきます。

次に4点目、児童・生徒や家族からのいじめに対する相談体制についての再質問をさせて いただきます。

ただいま課長のほうから、主任児童委員さんの相談件数が1件あったと報告がありました。 また、教育長の答弁の中で、スクールカウンセラーとまた新たにスクールソーシャルワーカーとによる対応ということで、そういう具体的な答弁もあり、把握をした次第でありますが、 例えばいじめを受けてる子供、母親の場合は、ある程度認識があるので相談するというと、 どこに相談したいというのは大体わかると思うんですね。

子供の場合も希望する先生、言いやすい先生に言っていいですよという窓口はあると思う んですけれども、栃木県なんかではこういう相談窓口というのはたくさんあるじゃないです か、ご存じのように命の相談とか、あとは法務局にはがきを出すとかと、いろいろあるんで すよね。余りあり過ぎて的を絞れないという、これ一部その問題もお話、聞いてます。大人 はわかるんですけれども、児童や生徒の子供さんが、全員が何かあった場合に、ここに行け ば相談できるという形で周知活動ですよね。

今までおっしゃったんですけれども、相談体制に対する周知活動、子供に対して、またご家庭に対して、これ全員が知ってるとは思わないんですよね。相談あるときにどこに相談していいかわからないということで、友達にも相談されることもあるんです。具体的にはやっぱり専門知識を持った方に対応していただいたほうが、私はいいと思っているんですね。そういう周知活動ですよね、今後どのように行っていくつもりなのか、その件をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 教育長。
- ○教育長(小川浩子君) 学校現場では、教育相談月間とか、それから担任を中心として、または教育相談という時間を設けたり、それから発見した場合に担任が個別にとかということで、いつでもどこでもどの先生にもということを周知してます、子供たちに。

それから、地域の中ではPTAの集まりのときとか、そういうときにこちらから発信してます。それから、PTAの総会とかそういうときに、それから授業参観とかそういうときに、スクールカウンセラーからの話もいただきながら、学校には教員だけではなくそういう方もいるなということで、窓口をつくっております。校内研修なども数多くやっておりますので、教員も随分、子供たちの相談に対しては学んで、かなり学級とかそういう学年の枠を超えた相談体制ができております。

以上でよろしいでしょうか。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番(鈴木 繁君) 具体的に事例を挙げていただきました。

今、PTAの集まりの中、また授業参観で保護者に周知するということで内情が見えてきました。一人でも多くの子供さんに、いじめを受けていなくても、そういう情報提供というか何かあった場合に駆け込みできるんですよという、そういう周知というのは必要なんでね、今後もこの活動は続けていただきたいと思いますし、随時、改善のもとに、そういう子供に対しての安全を守れるような体制をとっていただきたいと思っております。 4点目の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、5点目、いじめを未然に防ぐための対策、これについての再質問をさせてい ただきます。

答弁をいただきました中で、年間計画のもとに、年間計画を立てている、また体験学習等なんかも、体験というか学習の中で、そういう授業もされていると、未然に防ぐために、そういうお話もありました。

未然に防ぐその目に見えるいじめだったら、これ、わかるんですけれども、未然に防ぐためのいじめの中でも、目に見えないいじめを防ぐために、どのように取り組んでいるかという、これ非常に難しい問題が全国的に問題になっているんすね、これ未然に防ぐためにもですね。多分、皆さんご存じだと思うんですけれども、こういう社会の中でネットいじめ、これに対する未然防止対策、これは非常に難しいんですね。

当町におかれましても、このネットによる、ネットと言いましてもこれはインターネット、 細かく言うとSNS等、子供たちの、そういうその昔といじめが今変わってるんで、そうい う防止ですね、そういうことに対する未然防止、これ私の1つの提案を言います。

例えば、学校やPTA、そして家庭、そういう上での機器的なルールをつくって、子供が機器を利用している場合に、様子を母親が見守って、常に情報を提供できるようなシステム、システムという言い方はおかしいですかね、そういう形での教育指導というのをしていただければと思います。

その点についてお伺いします。ネットによるいじめの防止についての考え、あと、ちょっと私が今言った提案について、以上に対しての再質問をさせていただきます。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) それでは、ネット関係のいろいろ対策ということで、町では 平成27年度に校長会、それからPTA連絡協議会、それから青少年育成協会、そういった代 表者によります携帯・スマホ等利用対策委員会というのを立ち上げております。その中で、 学校、それから家庭、それから地域が一体となって、携帯・スマホのその利用ルールをつく るということで、それを一応定めております。

保護者の方には、必要のないときには持たせないということがまず第1点、それから持たせる場合には必ずフィルタリングをするということが第2点、それから夜9時以降は必ず保護者が預かるというようなことでお願いをしております。それから小・中学生については、悪口、無視、なりすましなどはしない、学校へは持ち込まない、それから夜9時以降は必ず家の人に預けるというこの3項目、同じようにチラシをつくりまして、各家庭のほうにも啓発資料として配布をさせていただいております。そういったこと、今後とも継続して状況を見守りながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番(鈴木 繁君) 私が今、ちょっと提案的なもの、させていただいたことを既に実行しているということですごくうれしいです。利用機器ルールとか、持たせないようにしているとか、具体的にスマホのフィルタリングをかけるとか、9時以降、親が預かるとかということに対して、そういうチラシ配布ということやってると思いますんで、これ本当に重点的にやって、家庭の中の意識を高めるように、幾らチラシを配っても家庭で意識がないと知らん

ですよとなってしまいますので、これはやはり学校の先生が幾ら一生懸命頑張っても、お父 さん、お母さん、ご家庭の方の協力がないとこれできないことなんで、そういう方面に対し ての啓発活動にも努力をしていただきたいと思います。

あと1つ、また再質問をさせていただきたいんですけれども、先ほど授業での指導というお言葉ありましたね、未然に防ぐ中で。私は、先生による授業と把握したんですけれども、専門知識を持たれた方が、臨時に学校にお伺いしてそういう専門知識の中で授業とか講演講師、講演みたいな形で、生徒を集めて話すことにより、子供たちの意識改革のもとに将来いじめの防止につながると、そういうことですね、授業以外にも。そういうことは当町の那珂川町ではこれ行われているのか、ちょっとお伺いをいたします。

〇議長(塚田秀知君) 教育長。

○教育長(小川浩子君) 授業は道徳が中心になっております。ちなみに、小学校では約9時間から11時間、これは扱ってます。それから、中学校は年間6時間ということで、道徳の時間だけではそれだけ扱ってますけれども、あと総合とかいろんなところで扱ってるんですけれども、社会教育のほうでも、これは学校教育だけではなくて、先日も講演がありました。 桂ぽんぽ娘さんという方の、あれ、いじめの問題だったんですね。

そういう啓発活動、住民も含めてそういう生涯学習課と手を組んでやっております。それから、人権擁護委員会の方がおいでになってお話をしてくださったりとか、それから先ほど申し上げましたように、スクールカウンセラーのお話を伺うとか、いろんな方からの啓発ですね、授業は取り入れてやっております。本当に、私、個人的に感じるのは、そのことに関してはもっと本気になって、みんなで、それこそ学校だけは解決できない、それは本当に地域とそれから家庭ですね。

先ほどのスマホじゃないんですけれども今、スマホ、ネット、それが依存症で入院するような方もいるわけですから、小さいうちからそれはもう家庭の中できちんと、学校だけではもう応えきれない部分があるということを、私は痛切に感じております。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番 鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) 先日の桂ぽんぽ娘さんの講演のお話もあるんですけれども、それも私も参加させていただきました。いじめからの克服と、そういう話をぜひ、本当は子供さん全員に聞いてほしかったんですれども、そのような体験をこれから機会があれば、当町の子供

たちにも聞かせてあげてほしいと思います。5番目のいじめを未然に防ぐための対策について、質問を終わらせていただきます。

次に6番目、いじめ防止対策推進法の件につきまして、再質問をさせていただきます。

学校いじめ防止基本方針を作成している、これは国の必須条件なので、これは作成しなければいけない形になっております。また、地方いじめ防止基本方針、答弁の中で、当町では作成してるということなので、これは任意事項にかかわらず、作成してるということで、これはお話いただきました。

その作成の中で、学校のいじめ防止基本方針のことで聞きたいんですけれども、年間計画というのは中は決められてないんですけれども、年間計画の中で対応してくださいという、すごくアウトライン的なものの対応なんですけれども、計画を立てて実践しているという学校というのは、すごく少ないというこれデータが教育新聞のほうで実は出てるんですね。作成はしてるんですけれども、そういういじめ防止基本法が施行されてから、幾ら作ってもこれ、宝の持ち腐れなってしまうんですけれども、町として、最後にこれ1点だけお聞きしたいんですけれども、先ほど答弁でありました学校でいじめ防止基本方針を作成してますよと、お話、今、答弁の中であったんですけれども、年間計画で作成、そして自主検収という形では、これ行っているのか、最後に1点だけお聞きします。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) それでは、ご指摘のとおり、各小・中学校でいじめ防止基本 方針を定めてるということで、特に道徳教育、それから体験学習、そういったものの充実と いうことで、先ほどちょっと教育長からもお話がありましたけれども、関連する題材等につ いて年間計画の中で位置づけをして、いじめはいけないことであるということ、それから何 がいじめなのかなという、そういったことについて指導をするということで、学年において 位置づけを行って指導をしております。

それからあと、授業参観等などによる公開授業というようなことで、それも行い、それから集団の宿泊や、それから異学年の交流等の中での体験学習の導入ということで、思いやるということに対しての規範の意識、そういったものの育成等に努めております。これは各小・中学校のほうで、そういったことを、若干中身が違ってはくるんですけれども、取り入れてやっているということでございます。

それから、教師、先生方に対しては、一人一人が授業のそういった場面で活かされる授業

の改善、それから先生同士のお互いの授業参観ということで、そういったことを人権感覚と いうのを磨いていくという意味において、そういったことを行っているというところでござ います。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君。

[1番 鈴木 繁君登壇]

○1番(鈴木 繁君) 計画のみに終わっていない、実施されていると答弁があったので、この件についてもお話をされました。計画は実施して初めて身になるものでありますので、今後も続けていきたいと思います。

最後に7点目、今後のいじめ防止についてなんですけれども、教育長からいろいろ熱い思いをいただきました。今後もその思いを実践的に移して、一人でも多くのいじめで悩んでる 子供を救済して、那珂川町ゼロ、子供ゼロに向けて頑張っていただきたいと思います。

以上をもちまして、今回、私の一般質問、全ての終了させていただきたいと思います。

○議長(塚田秀知君) 1番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

〇議長(塚田秀知君) 再開いたします。

◇ 大 森 富 夫 君

O議長(塚田秀知君)5番、大森富夫君の質問を許可します。5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

〇5番(大森富夫君) 5番、大森富夫です。

新年度を目前にいたしまして、国・県及び当町におきましても、1年間の行政施策と運営等をいかに円滑に進め、国民、県民、町民の安全・安心、そして幸福をつくり出していくか等の議論をしていきます。

国会では2017年度予算案が参議院に回っておりますから、これで可決されなくても、30日を経過すれば全成立するということになりますし、県議会では審議中です。当町におきましても、今議会におきまして、新年度の予算案の審議に入ります。同時に、この新年度期間中に福島町長のこの4年間の任期が切れます。つまりこの3月議会は、通常の3月議会とは違った意味合いを持つという、そういうことを言っても差し支えのない議会ということができるんではないかと思います。

そこで私は、そのことも特に念頭に置きまして、質問通告どおり、3点にわたり町長の所信を伺いたいというふうに思います。第1は平成29年度予算編成につきまして、第2は学校教育問題について、第3は特別養護老人ホームの入所についてであります。

広くいろいろと聞きたいんでありますけれども、時間の制約がありますのでそうもいきません。まずそういう点では、前回の一般質問におきまして、最後まで全項目できなかったということでもって、そういうこと、ありましたんで、執行部の皆さんについては、改めてこのことにつきましては、そういうことのないように、今回は最後まで全項目伺っていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、平成29年度予算編成について伺います。

第1点は、国・県のいわゆる地方創生というふうな言葉が飛び交っておりますけれども、 このようなものがありますけれども、それにかみ合った当町における具体的な施策というの は、どのように展開されるかということであります。

第2点目は、町内の状況にあった、この地域におきましては非常に特性があります。自然 豊かだ、温泉もあり、焼き物をしている皆さんもおりますし、そういう特性にあった重点施 策というのはどういうふうになるかということであります。

3点目は、新規事業についてでありますけれども、私の印象といたしましては、町の活性 化を進めていく、そういうことを目指すならば、新規事業は各課において、それぞれ旺盛に つくり出されていかなくちゃならないんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれど も、ちょっと少ないんではないかというような気がしますし、これでは町長が目指しており ます元気の出る、そういうまちづくりというものと反するんではないかというようなそうい う印象も持ちます。この新規事業につきまして伺います。 4点目は、人口減少、これは各自治体が非常に頭を悩ましてる問題でございますけれども、これを食いとめ、人口増に転化する施策というものを、本当に意識的に取り組む必要があるかというふうに思いますので、新年度におきましては、どういうふうになるのか、このことを伺います。

5点目は、基幹産業としたこの町は農業でありますけれども、農業を初めとした町内産業 振興策について、新年度はどういう予算づけをされたかと、この点を伺って第1回目の質問 といたします。

〇議長(塚田秀知君) 町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

〇町長(福島泰夫君) 平成29年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、地方創生の具体的な政策の展開についてですが、国においては、1億総活躍 社会と地方創生の実現に向けた取り組みを進めており、栃木県においては、とちぎ元気発信 プラン及びとちぎ創生15戦略に掲げた施策の着実な推進を図ることとしております。

当町においては、第2次町総合振興計画で定めた町の将来像である人・もの・自然が融和 し、みんなで手を取り合い、元気を生み出す町の実現のため、各施策によるまちづくりを推 進するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた地方創生に向けた戦略事業につ いて、必要に応じて国や県の事業と連携を図りながら、着実に取り組んでまいりたいと考え ております。

次に2点目、重点施策についてですが、当町における人口は今後、著しく減少することが 予想されており、少しでも歯どめをかけることが政策課題の1つとなっております。町の未 来を見据え、人口減少に歯どめをかけるためには、町総合振興計画のまちづくり3大重点プロジェクトに位置づけられている結婚、出産、子育て推進プロジェクトとして、子育て支援 の充実に向けた施策及び新しい人の流れ創出推進プロジェクトとして、定住化の促進を図る 施策が非常に重要であり、今後、重点的に推進しなければならない施策であると考えております。

また、定住化を促進するためには、町内に働く場の確保が課題となることから、雇用の創出推進プロジェクトとして、地域資源を活用した新たな産業の創出育成や、特産品の開発、販売、促進などの施策を推進し、町内に雇用の創出を目指してまいります。これらの施策を核として、3大重点プロジェクトに位置づけられているほかの施策や、町総合戦略事業を積極的に推進し、元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に3点目、新年度新規事業についてですが、平成29年度予算につきましては、第2次那 珂川町総合振興計画に基づくとともに、地方創生の真価を実現する施策であります、まち・ ひと・しごと創生総合戦略に沿った予算を計上いたしました。

その中で、新規事業といたしましては、定住促進や交流人口の増加を目的とした施策では、 町内に子育て世代向けの集合住宅を整備するための子育て支援住宅整備事業や田舎暮らしが 体験できる住宅を建築し、定住の促進を図る田舎暮らし体験ハウス整備事業のほか、FM栃 木を利用した行政観光情報番組の発信事業に要する経費を計上しております。

また、子育て支援の充実を図る施策としまして、産前産後サポート事業、産後ケア事業や 産婦健診助成事業のほか、育児パッケージ贈呈事業など、各新規事業の費用を予算計上して おります。

次に4点目、人口減少を食いとめ、人口増に転化する施策の取り組みについてですが、人口減少に歯どめをかけるためには、先ほどの項目でお答えしましたとおり、子育て支援の充実及び定住化の促進にかかわる施策が重要であり、事業の着実な推進が必要であると考えております。

来年度予算編成の中でも、子育て支援や定住促進施策にかかわる新規事業のほか、戦略事業として、既に事業に取り組んでおります妊娠期、出産、育児期までの子供の成長に合わせた切れ目のない子育て支援事業や、空き家情報バンクの運営等の定住促進事業についても予算計上しております。これらの事業については、毎年度、事業効果等を評価検証し、事業の見直しを図るとともに、効果が出るよう事業の改善を図りながら取り組んでまいります。

次に5点目、町内産業振興策への予算づけについてですが、町総合振興計画の基本目標の 1つである活力あるまちをつくるを目指し、農林水産業、商工業、観光業、それぞれの産業 分野の振興をバランスよく図るため、幅広く予算計上しております。

農林水産業については、地域の特性を生かした農林水産業の確立を目指すため、園芸作物 振興対策事業等の農業振興事業、担い手育成総合整備事業等の畜産事業と、とちぎの元気な 森づくり事業等の林業振興事業のほか、水産業振興として、ホンモロコ養殖補助事業等、全 ての分野において幅広く予算計上しております。

商工業については、地域の資源を生かした新産業の創出と雇用の創出を図るため、農業、 商工、観光連携のもと、地元特産品のブランド化を推進するほか、地元商店の活性化を図る プレミアム商品券事業、地域雇用の創出事業等について予算計上しております。

観光業については、交流人口の増加を促進するため、観光協会等と連携し、道の駅等の観

光拠点施設を中心とした観光地域情報のPRを強化するほか、平成30年度に栃木県において 実施される国内最大級の観光キャンペーンの準備費用、各観光施設等の管理運営費を予算計 上しております。

私の任期最終年だから特別ということはございません。最終年が特別であったら、これまでは手抜きであったのか、このような気がいたします。最初から誠心誠意やっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) 再質問を行います。

地方創生に絡み、2020年の東京オリンピック、これはどこの自治体でも意識してるかと思うんですね。交流人口、あるいは外国人の観光客の来日とか来町とか、来てもらいたいという願いを込めて、今後そういった取り組みが、観光重点施策というのが行われるんじゃないかなというふうなことも思ってるわけですけれども、この町の方針、取り組みはこういう地方創生に絡み、外国人が来町されるようなそういう取り組み、増加させる取り組み、国では観光立国というふうなことを目指すということも強調しておりますけれども、国・県で取り組まれることにあわせた当町の取り組みというものは、どんなふうに考えられているのか伺います。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 2020年に東京オリンピックが開催されるわけですが、その前に、2018年に栃木県におきましては、いわゆるDC、デスティネーションキャンペーンということで、JRが中心になり大きな観光キャンペーンが行われます。本年度はそちらに向けたプレDCということで、そちらに対する経費についても、先ほど町長の最後の項目の説明の中にありましたが、観光面ではそういったことで、29年度から取り組んでいきたいと考えております。ただ、オリンピックに向けて、当町がどんな取り組みができるかというのは、課題であると思いますので、内容については今後、どういった取り組みができるか検討してまいりたいと考えております。
- 〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) ぜひ、その意識というのは、非常に大事だと思うんですね。国がそういう、県もそうですけれども、観光立国、観光立県、そういうような形で、観光キャンペー

ンというのが今後大々的に行われると、先ほど課長から答弁もありました JRの大々的な観光キャンペーン、こういうことで当町も観光については、町を元気にするという取り組みが、そういうことで取り組まれるということを通して、外国人がどんどんこの町にやってくると。また、当町には外国人が80人くらい住んでいるわけです。そういった人たちが親戚とか、自分が住んでた町とかの人たちをどんどん呼び込んでもらうと、何倍にもこの町に外国人がやってくるというようなことも考えられるわけです。そういう観光キャンペーンに、この町もどんどん、国や県の取り組みとあわせて取り組んでいくということは非常に大事じゃないかというふうに思います。

先ほど町長の答弁の中で、空き家バンクの点が出てきましたので、この地方創生という形での町を元気にしていくという中に、2点目の件でございますけれども、重点施策の1つとして、空き家定住政策について伺います。

私は、前回もちょっと触れたわけですけれども、賃貸、あるいは売買でもって空き家を解消していくという点で、ここに焦点を当てて言うわけですけれども、重点施策の1つに相対にする、あるいは売買であっても助成制度がつけられるということを取り組まなくちゃならないと思うんですけれども、この町内の状況に合ったその取り組みが求められると思うんですけれども、何かマニュアルがあって、そのマニュアルでやっていたんでは、町内の状況に合わないということが見受けられるんですけれども、平成29年度はこの改善策というものを言明していたわけですけれども、これはどういうふうなことで今年度は取り組むことにしていますか。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 空き家バンク、町の資源バンクですけれども、28年度から始まったということで、まだ始まったばかりですので、現在は29年度も同様な形で取り組んでいきたいと考えております。
- 〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番(大森富夫君) 平成29年度の予算付けの中で、同様に取り組んでは発展がないと思うんです。人口増ということで定住施策の1つとして、町長が答弁しているわけですから、これはもう一度要綱を見直す必要があるし、改定する必要があるというふうに私は思います。私も実際、自分が取り組むとどういうことになるのかということで、体験をしているわけなんですけれども、その要綱は実態に合いません。

まず、相対ではだめだと、売買ではだめだということなんですから、幾ら町長が定住施策の1つとして、空き家対策を言明していましても、その担当課でもってその町の現状に合ったようなものに取り組まれていないということでは、町長の言明と反するような実態になるのではないかと思うんですけれども、ここを課長、現状どおりということは、これは通らないんではないかと思いますけれども、どうですか。要綱を変える必要があると思うんですけれども、どうですか。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 先ほど答弁しましたとおり、28年度からこの事業は始めております。現実的に問い合わせとかは多数来てるんですが、成約に至ってないような現実もございますので、長期的には中身について使い勝手のよいことに対して、見直しを図る必要がある必要性は感じております。

現時点で、29年度は同じような事業で取り組んでいきたいと考えております。長期的には中身について問題があれば改正をしながら、ぜひ使い勝手のよい施策にしていきたいし、そのことに対して移住人口とかがふえていくことが望ましいわけですから、そういったことに対して見直しを図っていきたいと考えております。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

〇5番(大森富夫君) 私は強くそこを指摘しておきたいというふうに思います。

3点目ですけれども、新規事業が少ないというふうに私は印象を受けたということを表明 したわけですけれども、活力のある町をつくり出すには、先ほども2点目の件でも触れまし たけれども、町内の状況に合ったものにしなければならないと思うんですよね。何か国・県 のマニュアルがあって、それにただ合わせただけで要綱をつくったようなものでは、やっぱ り、成功したものにはならないと思うんです。

新規事業、先ほど町長は、集合住宅とか高手の里の改善策でモデルハウスをつくる、あるいはFM利用の観光客誘導というようなことが示されましたけれども、その中の高手の里につきまして、新規事業、高手の里の中にモデルハウスをつくるということが、新規事業で町長挙げられましたけれども、この展望について伺います。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 高手の里につきましては、今までにも議員の皆様からいろい ろご指摘がございまして、現在、10区画中2区画しか移住をされておりません。そちらの有

効利用を図るために、今年度、モデルハウスを建築しまして、建築後はショートステイのような形で短期的に居住をしていただいて、町を知っていただく、そして定住を図っていきたいということで、今年度、建築をするものであります。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) 建築するのはわかりました、モデルハウスつくるというのはわかりましたけれども、どういう展望をもって、そういう計画を立てたかということなんですけれども、10区画のうち、もう10年近くになりますか、その区画しか利用されないということで、8区画、空き地になってたわけですね。その空き地をモデルハウスで1区画埋めるということなんですけれども、私は、タコが自分の命をつなぐんで自分の足を食うみたいな話になるんじゃないかというようなこういう感じをまた持つんですけれども。

その展望について伺っているわけなんですけれども、どういうモデルハウスで町を知って もらうという、そういうことだけで住むのかということになりますけれども、どこかのモデ ルがあって、あそこは成功しているということで、こういうことをやるんだと、これはどう いう内容になるんですか。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) モデルハウスの設置につきましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、別にどこかの町でこの事業をやってるんで、同じようにということではございません。現在、先ほどの2項目めのご質問にもございましたように、空き家バンクに利用して、当町に来る方につきましても当然、当町を知ってもらうということが必要でありますので、そういった方に対しても、高手の里でつくる田舎暮らし体験ハウスということでありますので、そういった方も含めた利用をしていきたい、その方たちが定住を図ってくれればということで建設をするわけです。

そのほか、最終的にはその建物が欲しい方については、町で建設費用分をいただきながら、 有償でお渡しすることも可能かなと現在は考えておりますが、今回予算計上した中身につき ましては今後、地域おこし協力隊と中身を詰めながら、どんな建物であれば利用しやすいか ということも含めて検討しながら、今年度の事業で行っていきたいと考えております。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

〇5番(大森富夫君) 最終的には、モデルハウスは有償で売却することで完結するものでは

ないと思うんですね。その目的は、あとの7区画もきちんと売却できる、あるいは利用していただける人をつくっていくと、つまり人口増につなげていくということに完結させなければならないと思うんですね。そこの展望をお聞きしたかったわけでありますけれども、そこを十分にこの計画と実施を進めていただきたいというふうに思います。

4点目の点に移ります。

人口増に町の進路をそういう方向に進めていくというように、前進的なのはこれはいいんですけれども、その点で先ほど町長は、子育て支援策と、空き家定住バンクの活用というような主なものを示されましたけれども、若干その空き家という中の空き店舗について伺っておきたいと思います。空き店舗の調査というのはしてるんでしょうか。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 正確な調査は行っておりません。
- 〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番(大森富夫君) このように調査をしないで空き店舗の改修事業を進めようとしてるわけですね。この一番基本になる基礎になることも調査をしてないで、要綱をつくってると、やはりここも先ほど空き家全体の話をしましたけれども、その中の空き店舗の問題もこういうふうに出てくるわけですよね。

きちんと手間暇かけて、空き店舗はどういう状況になってるかと、要綱もこれもやっぱり何か国や県のモデルみたいなものがあって、マニュアルみたいなのあって、ただ町の名前を変えただけだというようなことになってるんじゃないかなというような気がしますけれども、ここをきちんとすべきだというふうに思うんですよ。それは、定住者を呼び込む、このためのしっかりとした空き家の中の空き店舗につきましても、取り組む必要が、商工会の方々とも話をしました。どこが問題なんだと、ここを明らかにして空き店舗を改修補助をきちんとつけていくということ、これは今どういうふうに考えていますか。あるいは現実として、その改修に手をつけたというような例が出ているのかどうか、これを伺っておきます。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 先ほどの答弁で、調査といいますのは、空き店舗独自の調査は行っておりませんが、全体の空き家は調査をしておりますので、店舗として1件空いているものについては、調査対象にしておりますので、そちらは把握をしておりますが、要は住居兼空き店舗のようなことで、お店はやめて後ろにお住まいになってるとか、そういったも

のについても把握してないもんですから、そういった全体的な空き店舗の把握はしてないということでありますので、その点、ちょっと先ほど簡単に言い過ぎましたが、訂正をお願い したいと思います。

それから、この事業につきましては、国・県の事業があるから始めたわけではなくて、町独自の事業として、何とか地域にある資源を活用できないかということで、住居それから店舗、そして農地まで含めた全部の地域資源を活用したいということで、このシステムを構築したわけでございます。今後は、そちらが有効に活用できる方策を考えていかねばならないと考えております。ご指摘の活用状況については、現在ありませんが、問い合わせがあり、現在、成約に向けて進んでいるものを店舗のほうでもありますので、ぜひ成約に向けて進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) やはり、この点でも工夫する必要があるんですよね。根本になる実態調査、それはその空き店舗という、表向き空き店舗だけれども、実際には裏に居住してるというなのも含めまして、店舗は店舗で前面にあるわけですから、それも貸し出ししてもらえるようなこういったことも考えていかなければなりませんし、そのことも含めて、狙いは移住、定住、こういうことであると思うんですよね。空き店舗だったものが活かされれば、そこに活性化のそういう機運が出てくるわけですね。現実にその空き店舗を改修してお店を開業した人もいるわけですね。

実際には、だけれども、そういう人たちに助成金は1円も出てません。実質的にそういうやっていて、恐らく大金をはたいてきれいなお店をつくっているわけです。しかし、町としては、空き店舗だったにもかかわらず、助成の要綱があっても1円も助成されていないというのが現実ですね。だから、何のための空き店舗改修補助事業なのかという話も出てくるわけですね。だから、実態をよく調査して、本当に実行ある施策を進めていただきたいというふうに思います。

それから 5 点目ですけれども、町内の産業振興策、先ほど、町長は特産品、園芸作物あるいは元気な森づくりやホンモロコのというような、各産業を幅広く施策を進めていく話をされましたけれども、そのような中で優良企業の誘致、この点では具体的な施策をどういうふうにとるつもりなのか伺います。

- 〇議長(塚田秀知君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) 優良企業の誘致、私は雇用の原点、自分の仕事をつくることが雇用の原点だと考えております。寄らば大樹の陰のような大企業、これをこの当町に誘致する、これは一朝一夕では実現しないのは皆様もおわかりかと思います。そのような中で現在、町内にある企業、大企業も小さい中小企業も含めて企業訪問をさせていただいており、その中で企業の景気の状況、あるいは雇用の状況等もお伺いしてきております。

その中で企業様に当町出身の若者を使っていただきたい、あるいは規模拡大等もお願いしているところでございます。新たなよその企業、これは情報があればそちらにお伺いして現況がどうなっているか、あるいは私どもの町に来ていただきたい、このようなお願いはしております。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番(大森富夫君) この点でも、いろんな人的なつながりもある方も多いですし、そういう人たちの力も借りながら、あるいはふるさと大使ですか、各地の1カ所にいるわけじゃないです、ですからその方々の力もお借りしまして、ぜひ企業誘致に成功するような取り組みも、ぜひお願いしたいというふうに思います。

2点目に移ります。

学校教育問題について伺います。第1点は、平成28年度学力調査がありました。小学校6学年、中学校3学年、この学力調査の結果と、その分析及びその活用方針について伺います。 2点目は、そういった学力調査を踏まえた全児童・生徒の学力向上に向けた平成29年度の 取り組みについて伺います。

それから、新体力テスト、小学校全学年に行われましたけれども、その結果と分析ですね。 今後、全町の児童の体力向上については、どういった取り組み方針を持っているのか伺います。

4点目は、当町の発達障害児教育の現状でありますけれども、そしてその対策と今後の取り組み方針について伺います。

以上、4点伺います。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) それでは、ご質問の学校教育問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目、学力調査の結果とその対応についてですけれども、全国学力・学習状況調査は、平成28年4月19日に小学校6年生、中学校3年生を対象に、また、とちぎっ子学習状況調査は、小学4年生、5年生、中学2年生を対象に実施をされました。

その結果については、広報なかがわで公表いたしましたように、全国調査は、小学校6年生では国語、算数は県と比較し同程度でありました。中学校3年生では国語は県と比較し同程度であり、数学は下回っておりました。また、とちぎっ子調査では国語、算数とも実施した学年、全て県と比較し同程度という結果でありました。

調査結果の分析による問題点及び今後の対策等については、各学校の先生方で組織します 学力向上推進委員会で分析、調査を行い、その結果を活用してるところでございます。

次に2点目、学力調査を踏まえた今後の取り組み方針についてですが、学力調査結果を踏まえ、現在、各学校において学力向上改善プランを作成し、実情に合わせて工夫を凝らすなど、学力向上の取り組みを強化してまいります。また、今年度、2つの小学校で試行的に実施しました放課後学習教室那珂川スクールを、平成29年度は全小学校で実施するなど、学習の自立に向けた取り組みを一層強化をしてまいります。

次に3点目、新体力テストの結果と対応についてですが、平成28年度全国体力・運動能力 運動習慣等調査結果から、調査対象である小学校5年生の結果は、各種目とも全国平均と比 較しますと、男女ともおおむね全国平均値と同程度、または上回っております。また、今後 の大綱上の取り組みとしまして、幼保・小・中連携教育推進会議健康・体力向上部会におけ る研修会を活用した指導者のスキルアップ、さらには調査結果から体力向上と生活習慣は密 接な関係にあることから、規則正しい生活習慣の徹底を、各学校だけではなく各家庭でも行 えるよう、さらに啓発に努めてまいります。

次に4点目、発達障害児教育の現状と対応についてですが、文部科学省では現在、発達障害を持った子供たちだけを対象とした教育という考え方ではなく、個々の状況に即した支援を行う特別支援教育を実施をしております。本町における特別な支援を必要とする子供たちの割合は、年々多くなってきているのが現状であり、特別支援学級の設置や通級指導教室の開設など、きめ細やかな支援の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

〇5番(大森富夫君) 学校教育については、さまざまな問題が発生してきてると思います。

先ほどの鈴木議員の質問にも、いじめの問題が集中して取り上げられましたけれども、教育 長の答弁におきましても、その1つには児童・生徒の瞳がきらきら輝く子供の育成に努めた いというようなそういう答弁もありましたけれども、そういう中で教育関係者全て、人格形 成とあるいは旺盛な知識欲を持てるようなそういう児童・生徒、そういうことに本当に全力 を尽くしていただきたいというふうに思っているところでございます。

次代を担う児童・生徒の学力及び体力が、どのようにこの町の児童・生徒はなってるのかということでは誰しも関心が高いというふうに思うんです。そこでその調査データというものが、ちょっと広報に出てくるというだけでは満足ができない、そういう父兄、保護者も多いんではないかというふうに思います。もう少し一般公開されるような状況になってもいいんではないかというふうに思うんです。

少なくとも議会関係者には、議員には要望があれば、そういった冊子になってるものもあるわけですから、あるいは詳細にその調査結果、報告、分析、そういうものはなっているわけですから、提出されてもいいんではないかと思いますけれども、それがなされてないということについてはどういう見解を持つんでしょうか。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) 広報のほうにもきっとごらんになっているかと思います。当然、データの中身の詳細については、教育委員会の学校教育課、それから各小・中学校のほうで資料の公開ということでさせていただいております。これにつきましては、当然、見ていただいて中身を一度確認いただいて、中身を分析していただくというようなことでお願いをしてるものですから、当然、公表できるものについては、広報に載せた内容ということで限定をさせていただいているんですけれども、それ以外のものについては今、私のお話をしました場所で資料を見ていただくというようなことで、今現在、お願いをしている状況でございます。ですから、この方針に沿って行わせていただいているところでございます。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) 教育関係者だけに、あるいは関心のある人だけにとどめるという、いわば閉鎖的なものになってるんではないかというふうに私は強く思ってます。だから、もう少し公開という点についても、もちろんプライバシーの問題なものに近づいてしまうようなものはまずいわけですから、そういうことではなくて、当町の児童・生徒の学習水準とか、

あるいは体力の向上というところに、役に立つような公開というものを進めてもいいんではないかというふうに私は思うんですけれども、それは今回の学習の調査と体力調査との結果、分析ということで考えてみた場合に、どういう考え、方針なのか、もう一度伺っておきたいと思います。

〇議長(塚田秀知君) 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(薄井健一君) 今回、全国学力学習状況調査については当然、点数もろもろ比較してのそういった内容以外にも、ご存じのとおり質問紙調査ということで、児童・生徒の学習状況の調査とか、生活習慣も含めた質問の調査というものも行っております。これは広報のほうにも、例えば那珂川町において、同程度のもの、それから下回ってたもの、そういったものの何が原因として考えられるのかということで、広報のほうにも載せておるかと思います。

これに向けても、ほかの要因はいろいろあるんでしょうけれども、特に大きな要因として、 テレビの視聴時間の関係、それから先ほどちょっとお話ししましたスマホ関係、携帯ですか、 そういった県との比較とか、そういったものも一応載せまして、それに向けまして一応、教 育委員会としても、学力の原因となるものについての解決に向けて取り組んでいくというこ とで、そういった面についても、皆さんにも知っていただけるように、広報等にも掲載をし てるところでございます。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) 納得のいかないような答弁だと思うんですけれども、2番、3番に関してはそこにとどめます。

4番目でありますけれども、障害児教育の点でありますけれども、その関係でも私、特別 支援学級をちょっと拝見させていただいてきました。先生方には大変苦労も多かろうと思う んですけれども、どの子も教育長が言いますように、どの子も本当にきらきらと瞳が輝くよ うな、そういう学校生活、そういうものをぜひ送っていただきたいという、そういうために 頑張っていただきたいなというふうに思います。

そこで、この機会ですから伺っておきたいんですけれども、災害時における、いろいろ学 校においても地震だけではなくて、火災、いろいろあると思うんですよね。災害というもの は出てくるかと思うんです。予想される災害における障害のある子供への配慮ということでは、特に研究もなされてるだろうし、訓練なんかもしているようなところもあるんだろうと思うんですけれども、この配慮ということについては、どういう取り組みになっているか。あるいは、全関係者がそのマニュアル等をもって、どういう取り組みをしなければならないのかというようなことも考えられてるんじゃないかと思いますけれども、どのようになっているか、この教育問題について伺っておきたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) 当然、今、特別支援学級がありますのは、馬頭小学校、小川小学校、それから平成29年度には、馬頭東小学校のほうにも新たに設置するということで考えております。当然、そのほかにも、普通学級の中にもADHD、それから多動症、そういった傾向のある方、普通教室の中にもいらっしゃいます。当然、集団行動がとれないお子さんもおります。これは当然、学校のスクールカウンセラー、それから特別支援教育コーディネーターといった方も含めて、個々人の児童・生徒の状況、当然、把握しておりますので。

あと災害時における学校の防災体制という中で位置づけをしまして、当然、災害の規模によっては非常に、学校だけでは対応しきれない部分もありますけれども、その辺は児童・生徒の誘導も含めて、その防災の規定に沿って、先生方がある程度、個々の子供たちの状況を把握してるということで、そういった形で一応対応させるようにさせていただいているということで今、そういう体制になっているということでございます。

以上です。

〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

- ○5番(大森富夫君) これは、訓練等はしたことはあるんでしょうか。
- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) 防災訓練、災害訓練等については、各小・中学校とも必ず実施をするようにということでやっておりますので、そんな形になっております。各小・中学校とも行っております。
- 〇議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) ぜひ、そういうきちんとした配慮がなされるような、そういう取り組みを今後も継続していただきたいと思います。

次に、3点目でありますけれども、特別養護老人ホームの入所について伺います。

入所待ちの第1点は、地域密着型特別養護老人ホームについて、1ユニットが満床になってないという状態が続いてます。多額な公金、助成金が使われていることからして、そういったことを町としても看過できないような状態というふうに見ているんではないかと思います。ですけれども、その状況をどういうふうに捉えているのか、まず1点伺います。

2点目は、地域密着型特別養護老人ホームの状況がそういうことならば、当然、運営上もこれは芳しくないというふうな状態に陥ってるんだと思うんです。満床になっていてさえも国の試算では赤字だという、こういう地域密着型特別養護老人ホームの、そういうものだということが国もそういうことで見てるにもかかわらず、満床になってないというならば、これは経営上、大変な状況になってるというふうに言わざるを得ません。ここを町はどういうふうにその干渉ではなくて、地域密着型ですから、健全な運営ができていくような援助を行っていくのが当然だというふうに思いますけれども、この点どういうふうに考えてるか伺います。

3点目は、介護保険制度の改正によりまして、要介護1、2の方は特別養護老人ホームには入所できなくなるんだと、こういう重大な事態になってます。この事態に対して、こういった対象の方々に、町はどういう対応をしてるのか伺っておきたいというふうに思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(立花喜久江君) それでは、特別養護老人ホームへの入所についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、地域密着型特別養護老人ホームが満床になっていない状況についてですが、 当町には社会福祉法人等が設立することができる地域密着型特別養護老人ホームが1カ所ご ざいます。平成27年6月に3ユニット、合計29床ということで開設いたしました。現在、 2ユニットが満床で2月17日現在、19名の方が入所されております。1ユニット10床がま だ空いている状況とは聞いておりますが、利用者への見守りを強化し、介護職の離職防止の ため、余裕を持たせた職員体制に配慮しているなど、事業者としての経営方針もございます。 今後、残りのユニットについて、施設側からの要望等があれば、必要な助言等を行ってまい りたいと考えます。

次に2点目、町はどのような援助を行っていくのかですが、健全な運営をしていただくために現在、施設内の運営推進会議に出席し、人材確保の情報提供や各種研修会、講習会の案内など、意見交換等をしているところです。しかしながら、介護人材の確保はかなり難しい

のが現状で、2025年には国全体で38万人不足し、本県においては約6,900人が不足するとの報告もあります。

これらのことから現在、県において介護人材緊急確保対策事業を実施しており、中・高生や離職者を対象としたもの、施設、事業所を対象としたものなどの各種施策を行っております。介護人材の確保は、広域的な観点から行う必要があり、県や国の動向を注視しながら、町としてどのような支援ができるか研究してまいりたいと思います。

次に3点目、要介護1、2の方への対応についてですが、特別養護老人ホームはこれまでも重度の要介護状態で、自宅での生活が困難な方に優先的に入所していただきましたが、平成27年4月の法改正により、原則、要介護3以上の方でないと入所できないことになりました。しかし、要介護1の方でもやむを得ない事由で自宅での生活が困難な場合は、特例的な措置が示されております。

さらに高齢者の方が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、町は介護だけでなく、医療、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を重要な政策課題としております。来年度より関係機関が連携し、医療と介護を一体的に提供する在宅医療介護連携推進事業や、生活支援サービスの体制を検討する生活支援体制整備事業を実施する予定です。これらの事業の充実を図り、要介護1、2の状態の方にとりましても、住みなれた地域で安心して在宅生活が続けられるよう、支援していきたいと考えております。

○議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番(大森富夫君) 新聞では、この特別養護老人ホームの不健全な経営によって、閉鎖状態になってしまったというようなニュースも流されていると思います。当町にあります地域密着型特別養護老人ホームが、そういったことのないように早目に町は手を打っていく必要があると思います。早目ではないですね、もう1年近くも1ユニットが埋まらないような状態、一方では、特別養護老人ホーム入所待ちという状態があるわけですね。

こういった矛盾がそのまま看過されるようであってはならないと思います。早目早目な手を打ち、重大事態にならないようなそういう取り組みが今、町の取り組みが必要になってる というふうに思いますので、ぜひともここは私は強調しておきたいというふうに思います。

要介護1、2の方が特別養護老人ホームに入所できなくなったという法改正のこの事態に おいて、先ほどの課長の答弁のように、特例があればそれは入所できるということでは、そ ういうことでは、その方々にとっては安心だというふうに思います。ぜひそういう点を周知 徹底させていただきたいと思います。絶対的に入所できないんではないということを周知徹 底させていただきたいなというふうに思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長(塚田秀知君) 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(塚田秀知君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時29分